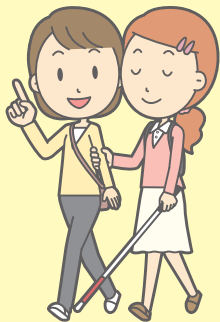


## 地域団体に [ イベントの開催や日常生活の中で…… ]

自治会、婦人会、老人クラブ、ふれあいのまちづくり協議会などの様々な地域活動団体が、地域行事に障がいのある方が参加される場面や日常生活の中などで、障がいのある方との接し方に戸惑ってしまったことはありませんか？

### 視覚障がいのある場合



困っている様子を見かけたら声をかけてください。  
支援が必要かどうかを確認し、求められたら援助をお願いいたします。

### 肢体障がいのある場合



話をする時は、腰をおとすなどできるだけ視線を同じ高さにして、お話ししてください。  
坂道、段差などでは、車いすを押すなど手助けをお願いいたします。

## 学校や公共機関の窓口で [ 障がいのある利用者への配慮について知っておきたい…… ]

学校でのきめ細かな対応や公共機関の窓口対応の場面で、スタッフによる適切な対応力を身につけるため、まずは障がいについての理解と障がいのある方の声に耳を傾けてみませんか？

### 知的障がいのある場合



話しかけるときは、表情や声のトーンをやわらかくしてください。  
話は禁止文ではなく、「～してください」という肯定文で話しかけてください。

### 聴覚障がいのある場合



話しかけてもわからないときは、身振りや筆談などで対応をお願いいたします。  
筆談をする場合は、短い文章で大きな文字で書いてください。

## 販売店舗や飲食店等のサービス提供事業者、病院などで [ 全てのお客様により良いサービスを提供したい…… ]

スーパーやコンビニ、飲食店など、毎日たくさんのお客様の対応をされたり、病院などしっかりと利用者の話を聞く必要のある事業者様で、スタッフが障がいのあるお客様に気持ち良くサービスを提供できるよう、障がいについて学ぶ機会を持ちませんか？

### 肢体障がいのある場合



車いすの場合スロープがあれば、スムーズに入店することができます。  
補助犬は大切なパートナーです。入店にご理解、ご協力をお願いいたします。

### 発達障がいのある場合



話は、どうすればいいのか、わかりやすく話をしてください。  
大きな声で注意したり、叱ったりしないようにしてください。

## 障害を理由とする差別に関する相談窓口

TEL (078)322-0310 FAX (078)322-6044

メール syogai\_sabetsu@office.city.kobe.lg.jp



受付時間 平日 8:45～12:00 / 13:00～17:30 窓口での相談は事前予約制です。

## お問合せ・申込先

事務局：神戸市社会福祉協議会 地域支援部広報交流課  
〒651-0086

神戸市中央区磯上通3-1-32 こうべ市民福祉交流センター4階  
TEL 078-271-5306 / FAX 078-271-5366  
<http://www.with-kobe.or.jp>